令和５年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
（老人保健健康増進等事業分）

介護事業者の経営状況のデータベースに関する調査研究　報告書

三菱総合研究所
ヘルスケア事業本部

令和6（2024）年3月

目次

1. 事業概要 1
1.1 事業の目的 1
1.2 事業の概要 1
2. 報告を求める経営情報データ及びその加工方法に関する検討 2
2.1 検討の背景・目的 2
2.2 過年度事業に基づく検討の前提事項 3
2.3 主な検討の論点 4
2.4 実態把握（ヒアリング調査） 5
2.4.1 調査対象の設定 5
2.4.2 調査結果 6
2.5 報告を求める経営情報案 11
2.5.1 損益計算書等データ 11
2.5.2 付加情報 13
2.6 経営情報の加工処理案 14
3. データベースの運用方法に関する検討 20
3.1 検討の背景・目的 20
3.2 過年度事業に基づく検討の前提事項 20
3.2.1 運用フローの整理及びその実現に向けた情報システムの検討 20
3.2.2 本システムの報告対象事業所及び報告期日等 21
3.3 主な検討の論点 22
3.4 実態把握（ヒアリング調査） 23
3.4.1 調査対象の設定 23
3.4.2 調査結果 24
3.5 データベースの運用方法案 26
3.5.1 都道府県・厚生労働省の業務 26
3.5.2 介護サービス事業者の業務 27
4. 検討結果のまとめ 28
4.1 報告を求める経営情報及びその加工方法 28

4.2 データベースの運用方法 31
4.2.1 各業務の具体的な運用案 31
4.2.2 業務フロー図案 33
4.3 今後の検討が必要な課題 34

1. 事業概要

1.1 事業の目的

介護サービス事業者の経営状況については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（骨太の方針2021）において、「事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する」とされ、また、令和4年 12 月にとりまとめられた社会保障審議会介護保険部会の意見書においても、詳細に把握・分析するためのデータベース（以下、「本システム」）を整備することが適当であるとされた。

これを踏まえ、令和4年度老人保健健康増進等事業「介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究」（以下、「令和4年度事業」）では、介護サービスには会計基準や会計実務の異なる多様な事業者が存在することを前提として、報告を行う経営情報の案や、報告により把握・分析できるようになる情報について、検討が実施されたところである。

しかし、本システムの構築に向けては、報告を求める経営情報の具体的なデータのあり方や、介護サービス事業者及び都道府県の運用実務について、更なる検討が必要となる。そこで本事業では、報告を求める経営情報の具体的内容及びシステム内での当該情報の加工方法に関する検討や、介護サービス事業者及び都道府県の負担を軽減しつつより適切な実態把握が可能となるような運用方法等について検討した。

1.2 事業の概要

本事業の実施内容は以下のとおりである。

（1）報告を求める経営情報データ及びその加工方法に関する検討

介護サービス事業者や会計ソフトベンダーへのヒアリングを通じて、介護サービス事業者に大きな負担を強いることなく収集可能な経営情報の内容及びデータのレイアウトについて検討するとともに、収集したデータを集計分析に用いるために必要となる加工処理の概要について整理した。

（2）データベースの運用方法に関する検討

介護サービス事業者や都道府県へのヒアリングを通じて、本システムへの経営情報の報告や、報告状況の確認等に関する実際の業務運用について、双方にとって大きな負担なく実現可能なあり方の検討を行った。

2. 報告を求める経営情報データ及びその加工方法に関する検討

2.1 検討の背景・目的

介護サービス事業者に報告を求める経営情報の具体的内容は、以下に述べる二つの観点から検討が行われる必要がある。

1） 集計分析時の必要性

本システムを通じて収集する経営情報は、国及び都道府県が実施する集計分析上の目的に適切に対応している必要がある。具体的には、「介護事業経営実態調査の補完」という本システムの役割を踏まえ、収集する経営情報は介護サービス別、統一的な勘定科目別に区分されていることが望ましい。また勘定科目については、物価上昇や災害、新興感染症等が経営に与える影響を把握する観点から、一定程度詳細なものであることが望ましい。

2） 報告のフィジビリティ

経営情報の報告にあたっては、介護サービス事業者に大きな事務負担を生じさせないようにする必要がある。具体的に言えば、報告を求める経営情報は、一般的な会計実務を変更することなく、また大幅な追加作業を生じさせることなく、介護サービス事業者が整備できるものであることが望ましい。

そこで本事業では、介護サービス事業者及び会計ソフトベンダーへのヒアリング調査を実施し、上記2)報告のフィジビリティに関する実態を把握したうえで、1)集計分析時の必要性の観点を満たしつつ実現可能な報告内容について検討を進め、令和4年度事業における整理結果の修正および詳細化を行った。

2.2 過年度事業に基づく検討の前提事項

介護サービス事業者に報告を求める経営情報について、令和4年度事業における整理結果を再掲すれば以下のとおり。

図表 1 報告を求める経営情報：令和4年度事業における整理結果

項目	内容
報告を求める経営情報	介護サービス事業所の損益計算書（社会福祉法人の運営する事業所の場合には、事業活動計算書）。
報告を求める情報の対象期間	各介護サービス事業者の決算期間に基づく年次データの報告を求める。事業者によって決算期間が異なることを踏まえ、年次データの開始月・終了月の指定はしない。
報告を可能とする会計基準	以下の6種類の会計基準（会計・経理準則）及び勘定科目のいずれによっても報告が可能とし、収集したデータの分析時に本システム内で会計基準間の読替処理を行う。 ・ 社会福祉法人会計基準 ・ 介護老人保健施設会計・経理準則 ・ 介護医療院会計・経理準則 ・ 病院会計準則 ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則 ・ 報告に当たり別途定める勘定科目※ ※ 上記5種類の会計基準（会計・経理準則）のいずれも採用していない介護サービス事業者が使用することを念頭に設けるもの。
税込方式/税抜方式の扱い	税込方式/税抜方式のいずれの報告も可能とし、必要に応じて収集したデータの分析時に本システム内で統一化処理を行う。
報告の単位	複数の介護サービス事業所等を一体として会計を行っている介護サービス事業者は、事業所別に損益計算書を区分せずに報告を行うことも可能とし、収集したデータの分析時に本システム内で按分処理を行う。
按分処理を実施するために報告を求める付加情報	報告された経営情報に含まれる介護サービス事業所を特定するための情報（サービス種類及び事業所番号）

出所）株式会社三菱総合研究所「介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究　報告書」を基に作成

2.3 主な検討の論点

2.2 で示した整理結果をもとに、実際に介護サービス事業者に経営情報の報告を求めるにあたり、追加的に検討が必要な事項を整理すれば以下のとおり。

図表 2 介護サービス事業者に報告を求める経営情報に関する論点

論点	概要
会計基準上に定めのある勘定科目に係る報告のフィジビリティ	会計基準上で定めのある勘定科目の金額の報告について、そのフィジビリティを確認する必要がある。
会計基準上に定めのない勘定科目に係る報告のフィジビリティ	物価上昇や新興感染症等の影響をピンポイントで把握する観点から、会計基準上で定められている勘定科目よりも細かい粒度で科目を区分の上、金額の報告を求めることのフィジビリティを確認する必要がある。
共通経費の配賦	法人税や借入金利息等、通常は法人単位で管理がなされる共通経費について、報告対象事業所相当分の金額を配賦の上で報告求めることのフィジビリティを確認する必要がある。
介護保険以外の事業との切り分け	介護サービス事業者が介護保険事業とそれ以外の事業を一体的に実施している場合に、両者を区分のうえ前者のみの損益計算書の報告を求めることのフィジビリティを確認する必要がある。
会計ソフトからの自動出力	報告を求める経営情報を介護サービス事業者が使用する会計ソフトから自動出力することのフィジビリティを確認する必要がある。

2.4 実態把握(ヒアリング調査)

2.4.1 調査対象の設定

本事業では上述した論点に関する実態把握として、介護サービス事業者及び会計ソフトベンダーを対象としたヒアリング調査を実施した。介護サービス事業者は、会計基準上で細かな勘定科目が定められていない営利法人や協同組合等から対象を選定した。ヒアリング調査の目的及び調査項目は図表 3、ヒアリング調査対象の基本属性はそれぞれ図表 4、図表 5 のとおり。

図表 3 ヒアリング調査の目的及び調査項目

	介護サービス事業者	会計ソフトベンダー
目的	通常の会計業務において作成している損益計算書の構造及び各科目の仕訳直しに係る事務負担の大きさを把握する。	本システムへの報告用の自動出力機能の実装が可能/不可能な経営情報の内容について把握する。
調査項目	・ 損益計算書の作成区分及び想定される報告の単位 ・ 損益計算書の勘定科目及び仕訳直しに係る負担の大きさ ・ 会計実務上における介護保険以外の事業の取り扱い	・ 会計ソフトが対応している会計基準 ・ 各会計基準別に採用している勘定科目 ・ 税込/税抜会計の読替機能の有無 ・ 報告データの自動出力機能の実装可否 ・ 自動出力が難しい情報の具体的内容

図表 4 ヒアリング調査対象の属性:介護サービス事業者

事業者名	採用している会計基準	事業所数	備考
営利法人 A	企業会計	100 以上	
営利法人 B	企業会計	100 以上	
営利法人 C	企業会計	100 以上	
協同組合 A	その他の会計基準	-	全国に存在する同組合全体の状況についてヒアリングを実施

図表 5 ヒアリング調査対象の属性:会計ソフトベンダー

事業者名	対応している会計基準
ベンダーA	・社会福祉法人会計基準
ベンダーB	・社会福祉法人会計基準 ・病院会計準則 ・公益法人会計基準 ・企業会計
ベンダーC	・社会福祉法人会計基準 ・病院会計準則 ・公益法人会計基準 ・企業会計

2.4.2 調査結果

(1) 介護サービス事業者 ヒアリング調査結果

1) 損益計算書の作成区分及び想定される報告の単位

ヒアリングを実施した介護サービス事業者における損益計算書の区分状況は以下のとおり。損益計算書を拠点(=複数の介護サービス事業所をひとまとまりとする単位)ごとに作成している介護サービス事業者が多かったが、本システムへの報告自体は法人単位での実施が検討されている場合もあった。

図表 6 損益計算書の作成区分に関するヒアリング調査結果:介護サービス事業者

ヒアリング等から把握された内容
・ 会計は拠点単位で行っているが、求められている数値を拠点ごとに作成するのは難しいため、本社一括での報告になると想定する。(営利法人 A) ・ 損益計算書の作成は拠点単位で行っているものの、拠点別に報告を行う負担の大きさによっては、介護事業部門全体でひとまとめに報告を行うことも考えられる。(営利法人 B) ・ 基本的には事業所単位で損益計算書を作成しているが、訪問介護と地域密着型の訪問系サービス、居宅介護(障害福祉サービス)等同じ系統のサービスはひとまとめに管理している。報告自体は法人単位で行うことが想定される。(営利法人 C) ・ 組合内に介護事業所が複数ある場合、どの粒度で会計を作成するかについては、各組合の運用に委ねられている。事業所単位で会計を行っている組合は多いものと思われるが、それも厳密に管理はできていない可能性がある。(協同組合)

2）報告を求める経営情報に関する検討の論点別の状況

2.3 にて示した検討の論点別に、ヒアリング対象となった介護サービス事業者の状況を整理した結果は図表 7～図表 9 のとおり。

図表 7 報告を求める経営情報に関するヒアリング調査結果：介護サービス事業者
会計基準上に定めのない勘定科目に係る報告のフィジビリティ

ヒアリング等から把握された内容
・ もともと勘定科目は細かく設定しているが、報告にあたり指定された勘定科目の対応関係を整理する必要があり、その作業に手間を要する。（営利法人 A） ・ 指定される勘定科目の粒度が介護事業経営実態調査と同程度であれば、報告は不可能ではない。ただし上記調査と同じく拠点・事業所単位で報告を行う場合には、かなり時間を要する。現在、上記調査への回答にあたっては本部職員1名が専従で 1 ヵ月程度時間をかけている。（営利法人 C） ・ 当組合における損益計算書には介護保険事業に関する勘定科目が規定されている。ただしそれは介護消耗備品費、介護雑費といった粗い粒度のものであり、より細かい粒度での仕訳は各組合の運用に委ねられている。（協同組合） ・ 指定される勘定科目別の報告データに正確性が求められる場合、仕訳や按分を正確に行わなければならず、各組合には相当な負担がかかる。特に、現在介護雑費という勘定科目にひとまとめに計上されている費用を分解することの負担が大きい。現場の負荷を考えると、勘定科目が細かすぎると報告が困難になる。科目粒度は粗い方がありがたい。（協同組合） （介護料収益） ・ 損益計算書上では、介護料収益はサービス別には区分されていない。特定施設等に係る保険外収益は家賃、管理費として区分しているが、それ以上に細かい内訳を出すことが難しい。（営利法人 B） ・ 損益計算書上では、介護料収益はサービス別には区分されていない。時間を要するものの、サービス別に仕訳し直すこと自体は可能。（営利法人 C） （材料費） ・ 材料費に対応する科目としては、消耗品費及び衛生管理費がある。ただし消耗品費には介護の直接処遇に関係ない費用も含まれているため、実際には伝票にさかのぼって仕訳し直す必要がある。（営利法人 C） （給与費） ・ 給与費は、常勤職員と非常勤職員とで区分されていない。（営利法人 A） ・ 給与費の内訳は、損益計算書に落とし込む前の労務費データを用いれば集計可能と考えている。（営利法人 C） （その他の費用） ・ 業務委託費は、清掃など複数の業務を含めて計上しているため、そこから給食委託費を抜き出す場合には伝票までさかのぼって確認する必要がある。（営利法人 C） ・ 運営費補助金収益のうち趣旨が明確なものについては、事業費用の対応する科目においてマイ

ヒアリング等から把握された内容
ナス値で計上している。これらを網羅的に拾い上げて補助金収益として集約するのはかなり難しい。（営利法人 B）

図表 8 報告を求める経営情報に関するヒアリング調査結果：介護サービス事業者
共通経費の配賦方法

論点	ヒアリング等から把握された内容
共通経費の配賦方法	・ 事業費用のうち、売上原価は拠点単位に振り分けているが、販管費は区分されておらず、各拠点への配賦には手間を要する。（営利法人 A） ・ 会計的にどの事業にも振り分けることができない配賦不能費用があり、その取扱いが難しい。例えば、法人税や借入金利息が該当する。これらの金額は、そもそも配賦する前提で損益計算書を作成していない。そのほか、役員報酬、事業外収益・費用も、介護事業分を切り出すことが難しい。（営利法人 A） ・ 役員報酬や法人税は法人単位で計上している。特定の考え方に基づき、この金額を介護事業部門の各拠点に配賦することは可能。（営利法人 B） ・ 役員報酬、本部費、受取利息配当金、法人税等は法人単位で管理している。介護事業分を集計するためには、別途按分作業が必要となる。特別収益、特別費用に関しても同様である。（営利法人 C） ・ 事業管理費等の一部科目は、組合全体を一つの単位として管理しているため、介護事業所の損益計算書を作成する際には別途按分計上する必要がある。介護事業は組合の中で規模的に小さいため、介護に係る損益のすべてを切り出して管理しているわけではない。例えば 1 つの拠点内に銀行窓口と介護事業所をあわせ持っていることも多々あるため、減価償却費・水道光熱費等は各拠点でかかった管理費の中からそれぞれの事業所に按分する作業が発生する。（協同組合） ・ 人件費や減価償却費、水道光熱費等の組合全体で管理している費用は、各事業所への按分方法が組合によって異なる。また介護保険事業は組合の事業全体に占める割合が小さいため、按分後の損益額が正確なものとは限らない。（協同組合）

図表 9 報告を求める経営情報に関するヒアリング調査結果：介護サービス事業者
介護保険以外の事業との切り分け

論点	ヒアリング等から把握された内容
介護保険以外の事業との切り分け	・ 介護保険事業と医療・障害サービスの会計を区分することは難しい。売上だけであれば分けることができるが、物件費や人件費等が混ざっているため、費用を分けることができない。その他に、介護事業の委託事業、介護保険外の自費サービスも同様である。（営利法人 C）

（2）会計ソフトベンダー　ヒアリング調査結果

経営情報の自動出力機能の実装可否について、ヒアリング対象となった会計ソフトベンダーの状況を会計基準の別に整理した結果は以下のとおり。

図表 10　報告を求める経営情報に関するヒアリング調査結果：会計ソフトベンダー
社会福祉法人会計基準等（詳細な勘定科目が定められている会計基準）

項目	ヒアリング等から把握された内容
会計ソフト上で採用している勘定科目	・　勘定科目については、会計基準に従って初期値のマスタを用意している。大区分・中区分・小区分の一部科目の名称をユーザーで変更することが可能。大区分を変更しているということはあまり耳にしないが、小区分の細分化は実際に利用されている。（ベンダーA） ・　社会福祉法人について、ユーザーが大区分から独自に設定することも可能であるが、そのような使用頻度は低いと考えられる。（ベンダーB） ・　社会福祉法人について、会計基準として定められている範囲の科目は変更不可だが、小区分等については変更可能としている。（ベンダーC）
各会計基準上の定めのある勘定科目の出力	・　会計基準にある勘定科目であれば対応可能である。（ベンダーA,B,C） ・　出力にあたっては、ソフトウェア上の勘定科目のコードと、報告時に指定される勘定科目のコードの対応付けが必要となる。この作業が可能な限り機械的にできるものだとよい。（ベンダーA）
会計基準上の定めよりも細かい科目の出力	・　ユーザー側で科目を細分化のうえ管理しており、それと報告時に指定される勘定科目のコードの紐づけができるのであれば、出力自体は可能である。（ベンダーA） ・　会計ソフトの改修及びユーザーの対応の両面で難しいと考える。（ベンダーB） ・　システム上では会計基準に沿った科目のみであるため、ユーザーが科目を細分化して事業所別に入力していない限り、特定の科目へ紐づけして出力することは難しいと考える。（ベンダーC）
対応可能な勘定科目の出力の粒度	・　会計基準の定めと同じレベルでの科目であれば対応は可能であると考える。（ベンダーA,B,C）
税込/税抜会計の読替機能	・　税込/税抜会計の読替機能はない。（ベンダーA,B,C）

図表 11 報告を求める経営情報に関するヒアリング調査結果：会計ソフトベンダー
企業会計等（詳細な勘定科目が定められていない会計基準）

項目	ヒアリング等から把握された内容
会計ソフト上で採用している勘定科目	・ 企業会計については、一般的に使用されると想定される科目を初期値として設定している。（ベンダーB） ・ 企業会計については、一般的に使用されると想定される科目を初期値として設定している。初期値のまま使用している事業所は、半分以下ではないかと思われる。（ベンダーC）
報告時に指定される勘定科目の出力	・ 各ユーザーが使用している勘定科目と報告時に指定される勘定科目の間で紐づけ設定を行えれば対応可能である。（ベンダーC） ・ 社会福祉法人会計基準に比べて一般会計等はユーザーが柔軟に勘定科目を設定しているため、報告時に指定される勘定科目との間に紐づけができるかは懸念がある。（ベンダーB）
税込/税抜会計の読替機能	・ 税込/税抜会計の読替機能はない。（ベンダーB,C）

2.5 報告を求める経営情報案

以上までに整理した介護サービス事業者及び会計ソフトベンダーへのヒアリング調査結果をふまえ、介護サービス事業者から報告を求めるべきと考えられる経営情報を、損益計算書部分（以下、「損益計算書等データ」）とそれ以外の付加情報の二つに区分して整理すれば以下のとおり。

2.5.1 損益計算書等データ

報告を求める損益計算書等データに関する各論点に対して、ヒアリング調査結果をふまえ対応方針案を整理すれば図表 12 のとおり。

図表 12 論点別の対応方針案:損益計算書等データ

論点	ヒアリング調査から把握された実態	対応方針案
会計基準上で定めのある勘定科目の報告	・ 介護サービス事業者は、会計基準上で定めのある勘定科目に従って会計の管理を実施している。 ・ 会計基準上で定めのある勘定科目の金額については、会計ソフトから自動出力が可能と思われる。	・ 本システムにおいて報告を可能とする会計基準上で定めのある勘定科目は、基本的にすべて報告の対象とする。
会計基準上で定めのない勘定科目の報告	・ 介護サービス事業者は、会計基準上の定めを超えた詳細区分では会計を管理していないことが多い。 ・ 会計基準上で定めのない勘定科目を会計ソフトから出力するには、ソフトを利用する介護サービス事業者側で科目の仕訳直しを行う必要がある。	・ 会計基準上に定めのない勘定科目は、基本的には報告を求めないこととする。集計分析の便宜上やむを得ず報告を求める場合には、当該科目の報告を任意とする等、介護サービス事業者の負担を考慮した対応を行う。 ・ 営利法人等が報告時に使用する「別途定める勘定科目」は、集計分析の単位となる勘定科目と同等の水準まで粒度を粗くする。
共通経費の配賦	・ 営利法人等の一部の介護サービス事業者では、法人全体を一つの単位として発生する費用(受取利息配当金、法人税等)や企業会計上の販売費及び一般管理費に位置づけられる費用(役員報酬、経費、減価償却費、本部費等)について、法人単位で会計を管理している。そのため当該費用の報告対象事業所相当分を算出するには、別途按分作業が必要になる。	・ 介護サービス事業所の経営状況を把握する上で重要な情報であるため、報告時には報告対象事業所相当分の金額を配賦の上計上することを一律に求める。各事業所への配賦が難しい場合には、法人における介護事業部門を一つの単位としての報告を求める。
介護保険以外の事業との切り分け	・ 一部の介護サービス事業者では、介護保険事業と障害福祉サービスまたは医療サービスの会計を一体的に管理しており、両者を区分することは難しい。	・ 介護保険サービスと障害福祉サービスまたは医療サービスを一体とした会計を行っている介護サービス事業者に対しては、損益計算書を区分せずに報告を行うことも可能とし、収集したデータの分析時に本システム内で按分処理を行う。

2.5.2 付加情報

令和4年度事業及び 2.5.1 における損益計算書等データに関する検討結果をふまえ、介護サービス事業者に報告を求める必要があると考えられる付加情報を整理すれば以下のとおり。

図表 13 介護サービス事業者に報告を求める付加情報

項目	概要	把握する目的
税込/税抜区分	報告された損益計算書等データが税込/税抜方式のいずれに該当するかを示すもの。	データの分析時に本システム内で税込/税抜方式の統一化処理を行う際に必要となるため。
報告事業所情報	報告された損益計算書等データに含まれる介護サービス事業所すべての事業所番号及びサービスコード。	複数の介護サービス事業所が一体となった損益計算書等データが報告された場合に、データの分析時に本システム内で按分処理を行う際に必要となるため。
介護保険以外の事業に関する情報	報告された損益計算書等データに含まれる障害福祉サービス及び医療サービスの収益額及び利用者数。	障害福祉サービス及び医療サービスが一体となった損益計算書等データが報告された場合に、データの分析時に本システム内で按分処理を行う際に必要となるため。

2.6 経営情報の加工処理案

以上を踏まえると、介護サービス事業者から報告求める経営情報を集計分析に活用する上では、(1)会計基準間の勘定科目の読替処理、(2)税込/税抜方式の統一化処理、(3)損益の按分処理という三種類の加工処理を事前に行う必要があると考えられる。

図表 14 報告された経営情報の加工処理フロー

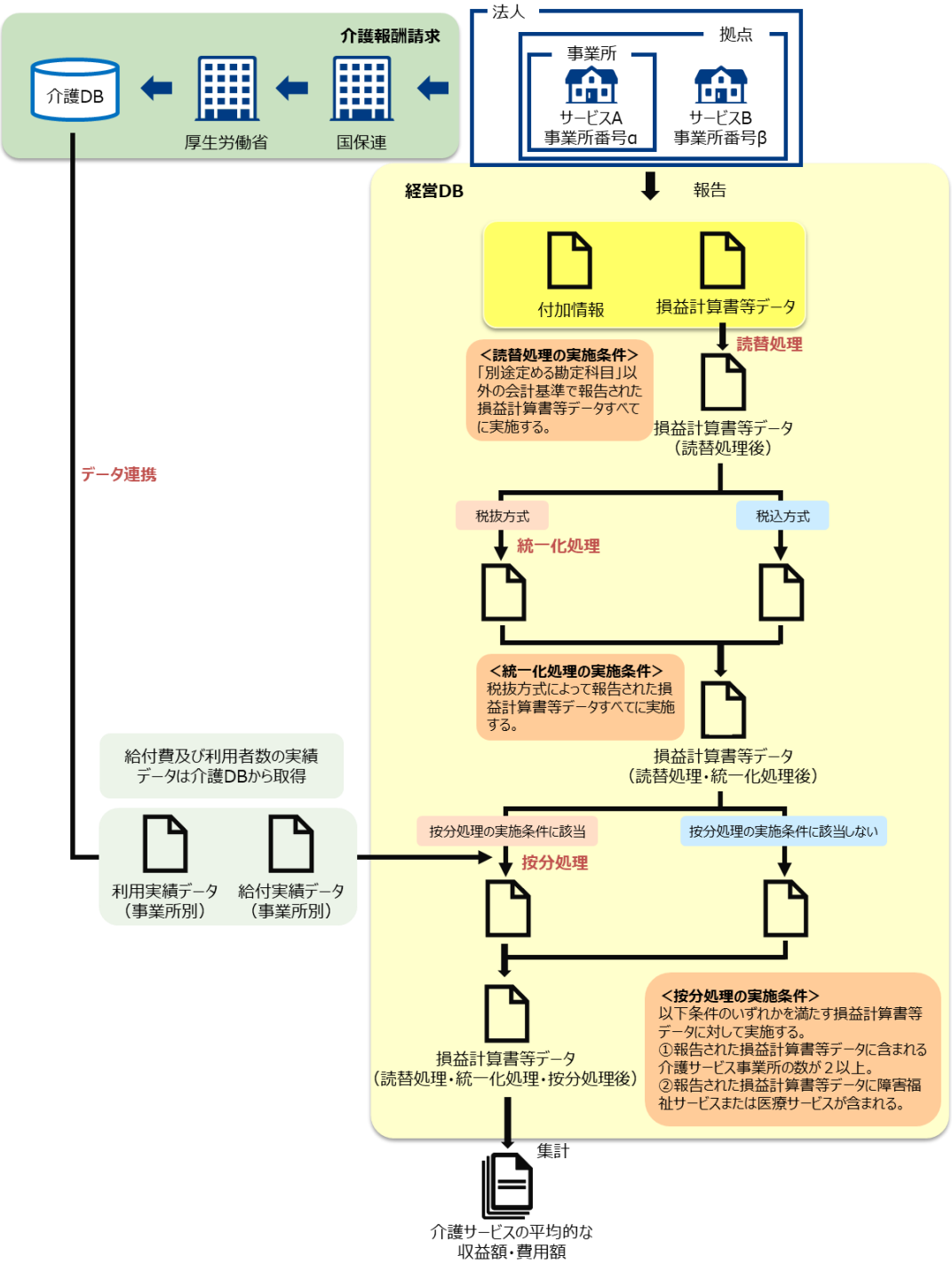

（1）会計基準間の勘定科目の読替処理

すべての介護サービス事業者を対象に報告された損益計算書等データの集計分析を行う上では、会計基準ごとに異なる勘定科目を統一させる必要がある。そのため各会計基準の勘定科目間での対応関係を整理し、統一的な勘定科目へと読替を行うことが考えられる。具体的な各会計基準間の勘定科目の対応関係について、令和4年度事業における整理結果をベースとしつつ、2.1 で述べた二つの観点から再検討を行った結果は図表 15 のとおり。「報告にあたり別途定める勘定科目」は、報告を可能とする会計基準のうち最も科目の粒度が粗いものであることから、当該勘定科目を集計分析の単位としても採用し、他の会計基準の科目との対応関係を整理した。

各会計基準において勘定科目の対応関係を整理できない項目（図表中の赤色部分）については、対応する科目を独自に定義したうえで介護サービス事業者に任意で報告を求める等の対応が考えられる。

図表 15 各会計基準間における勘定科目の対応表

・・・当該会計基準・準則上において定めのない科目

集計・分析の単位となる経営情報 兼 経営情報の報告にあたり別途定める勘定科目	勘定科目説明	社会福祉法人会計基準	病院会計準則	介護老人保健施設会計・経理準則 及び介護医療院会計・経理準則	指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則
介護事業収益		サービス活動増減による収益　施設介護料収益 サービス活動増減による収益　居宅介護料収益 サービス活動増減による収益　地域密着型介護料収益 サービス活動増減による収益　居宅介護支援介護料収益 サービス活動増減による収益　介護予防・日常生活支援総合事業費収益 サービス活動増減による収益　利用者等利用料収益 サービス活動増減による収益　その他の事業収益（補助金事業収益を除く） サービス活動増減による収益 保険等査定減	医業収益　入院診療収益 医業収益　室料差額収益 医業収益　外来診療収益 医業収益　保健予防活動収益 医業収益　受託検査・施設利用収益 医業収益　その他の医業収益 医業収益　保険等査定減	施設運営事業収益　介護保健施設介護料収益 施設運営事業収益　介護医療院介護料収益 施設運営事業収益　居宅介護料収益 施設運営事業収益　居宅介護支援介護料収益 施設運営事業収益　利用者等利用料収益 施設運営事業収益　その他の事業収益 施設運営事業収益　介護報酬査定減	事業収益　老人訪問看護療養費収益 事業収益　訪問看護療養費収益 事業収益　老人訪問看護利用料収益 事業収益　訪問看護利用料収益 事業収益　その他の事業収益 事業収益　保険等査定減
うち施設介護料収益	介護保険施設にかかる介護報酬収益、利用者負担収益	サービス活動増減による収益　施設介護料収益	-	施設運営事業収益　介護保健施設介護料収益 施設運営事業収益　介護医療院介護料収益	-
うち居宅介護料収益	介護保険上の居宅サービスにかかる介護報酬収益、利用者負担収益	サービス活動増減による収益　居宅介護料収益 サービス活動増減による収益　地域密着型介護料収益	-	施設運営事業収益　居宅介護料収益	-
うち居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援及び介護予防支援に係る介護報酬収益	サービス活動増減による収益　居宅介護支援介護料収益	-	施設運営事業収益　居宅介護支援介護料収益	-
うち総合事業収益	介護予防・日常生活支援総合事業費での事業費収益	サービス活動増減による収益　介護予防・日常生活支援総合事業費収益	-	-	-
うち保険外収益	介護保険サービスの利用者等利用料収益、食費や居住費収益等	サービス活動増減による収益　利用者等利用料収益	-	施設運営事業収益　利用者等利用料収益	事業収益　老人訪問看護利用料収益　老人訪問看護その他の利用料収益 事業収益　訪問看護利用料収益　訪問看護その他の利用料収益
介護事業費用　材料費	利用者給食のための食材及びおむつ、タオル等の介護用品、医薬品の費用、カテーテル、ガーゼなどの1回ごとに消費する診療材料、衛生材料の消費額	サービス活動増減による費用　事業費　給食費 サービス活動増減による費用　事業費　介護用品費 サービス活動増減による費用　事業費　医薬品費 サービス活動増減による費用　事業費　診療・療養等材料費	医業費用　材料費	施設運営事業費用　材料費	事業費用　材料費
うち介護用品費	利用者の処遇に直接使用するおむつ、タオル等の介護用品の費用	サービス活動増減による費用　事業費　介護用品費	-	-	-
うち給食材料費	利用者給食のための食材及び食品の費用	サービス活動増減による費用　事業費　給食費	医業費用　材料費　給食用材料費	施設運営事業費用　材料費　給食用材料費	-
給与費　役員報酬	役員（評議員を含む）に支払う報酬、諸手当	サービス活動増減による費用　人件費　役員報酬	-	施設運営事業費用　役員報酬	事業費用　役員報酬
給与費　給与	職員に支払う俸給、諸手当及び賞与	サービス活動増減による費用　人件費　職員給料 サービス活動増減による費用　人件費　職員賞与 サービス活動増減による費用　人件費　賞与引当金繰入 サービス活動増減による費用　人件費　非常勤職員給与	-	施設運営事業費用　給与費　常勤職員給与 施設運営事業費用　給与費　非常勤職員給与	事業費用　給与費　常勤職員給与 事業費用　給与費　非常勤職員給与
給与費　退職給与引当金繰入	職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額	サービス活動増減による費用　人件費　退職給付費用	医業費用　給与費　退職給付費用	施設運営事業費用　給与費　退職給与引当金繰入	事業費用　給与費　退職給与引当金繰入
給与費　法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用	サービス活動増減による費用　人件費　法定福利費	医業費用　給与費　法定福利費	施設運営事業費用　給与費　法定福利費	事業費用　給与費　法定福利費
給与費　その他の費用	給与費のうち、上記以外のもの	サービス活動増減による費用　人件費　役員退職慰労金 サービス活動増減による費用　人件費　役員退職慰労引当金繰入 サービス活動増減による費用　人件費　その他の費用	医業費用　給与費　その他の費用	施設運営事業費用　給与費　その他の費用	事業費用　給与費　その他の費用
委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など事業所の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）や派遣会社に支払う金額	サービス活動増減による費用　事務費　業務委託費 サービス活動増減による費用　人件費　派遣職員費	医業費用　委託費	施設運営事業費用　委託費	事業費用　委託費
うち給食委託費	委託費のうち、給食を他に委託するための費用	-	医業費用　委託費　給食委託費	-	-
減価償却費	固定資産の減価償却の額	サービス活動増減による費用　減価償却費	医業費用　設備関係費□減価償却費	施設運営事業費用　減価償却費	事業費用　減価償却費
研修費	役員・職員に対する教育訓練に直接要する費用	サービス活動増減による費用　事務費　研修研究費	医業費用　研究研修費	施設運営事業費用　研修費	事業費用　研修費
経費　水道光熱費	利用者に直接必要な電気、ガス、水道、灯油、重油等等の費用やこれらを事務用に用いる際の費用	サービス活動増減による費用　事業費　水道光熱費 サービス活動増減による費用　事務費　水道光熱費 サービス活動増減による費用　事業費　燃料費 サービス活動増減による費用　事務費　燃料費	医業費用　経費　水道光熱費	施設運営事業費用　経費　光熱水費	事業費用　経費　光熱水費
経費　その他の費用	経費のうち、水娜光熱費以外のもの	サービス活動増減による費用　事業費（給食費、介護用品費、医薬品費、診療・療養等材料費、光熱水費、燃料費を除く） サービス活動増減による費用　事務費（業務委託費、研修研究費、光熱水費、燃料費を除く） サービス活動増減による費用　利用者負担軽減額 サービス活動増減による費用　徴収不能額 サービス活動増減による費用　徴収不能引当金繰入 サービス活動増減による費用　その他の費用	医業費用　経費（水道光熱費、本部経費配賦額、控除対象外消費税等負担額を除く） 医業費用　設備関係費（減価償却費を除く） 医業費用　その他の費用	施設運営事業費用　経費（光熱水費を除く） 施設運営事業費用　その他の費用	事業費用　経費（光熱水費を除く） 事業費用　その他の費用
経費　うち車両費	乗用車、送迎用自動車、救急車等の燃料費、車輌検査等の費用	サービス活動増減による費用　事業費　車輌費	-	施設運営事業費用　経費　車両費	事業費用　経費　車両費
本部費	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用	-	医業費用　経費　本部費配賦額	施設運営事業費用　本部費	事業費用　本部費
控除対象外消費税等負担額	仮払い消費税のうち、仕入控除の対象外となった金額　※税抜会計の場合のみ計上	-	医業費用　経費　控除対象外消費税等負担額	-	-
事業活動損益差額					
事業外収益　受取利息配当金	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益	サービス活動外増減による収益　受取利息配当金収益	医業外収益　受取利息及び配当金	施設運営事業外収益　受取利息配当金	事業外収益　受取利息配当金
事業外収益　その他の事業外収益	事業外収益のうち、受取利息配当金以外のもの	サービス活動外増減による収益（受取利息配当金収益を除く） サービス活動増減による収益　その他の事業収益　補助金事業収益 サービス活動増減による費用　国庫補助金等特別積立金取崩額 ※マイナス値	医業外収益（受取利息及び配当金を除く）	施設運営事業外収益（受取利息配当金を除く）	事業外収益（受取利息配当金を除く）
事業外収益　うち運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金	サービス活動増減による収益　その他の事業収益　補助金事業収益	医業外収益　運営費補助金収益	-	-
事業外収益　うち施設整備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金のうち、当該会計期間に配分された金額	サービス活動増減による費用　国庫補助金等特別積立金取崩額 ※マイナス値	医業外収益　施設設備補助収益	-	-
事業外費用　借入金利息	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息、及び支払リース料のうち利息相当額として処理するもの	サービス活動外増減による費用 支払利息	医業外費用　支払利息	施設運営事業外費用　支払利息	事業外費用　支払利息
事業外費用　その他の事業外費用	事業外費用のうち、借入金利息以外のもの	サービス活動外増減による費用（支払利息を除く）	医業外費用（支払利息を除く）	施設運営事業外費用（支払利息を除く）	事業外費用（支払利息を除く）
経常損益差額					
特別収益		特別増減による収益	臨時収益	特別利益	特別利益
特別費用		-	臨時費用	特別損失	特別損失
法人税、住民税及び事業税負担額	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の負担に属するものとして計算された金額	法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税負担額	法人税等	法人税等

（2）税込/税抜方式の統一化処理

介護サービス事業者による損益計算書の会計処理については、税込方式と税抜方式が混在することがわかっており[1]、本システムでは両方式による報告を許容することが想定される。そのため税込/税抜方式の違いから、報告を受けた損益計算書等データの介護事業費用の各科目の金額に、最大 10%程度の差が生じる可能性がある。

そこで、税抜/税込方式の違いによる差を可能な範囲で解消するため、税抜方式で報告された損益計算書等データについては、勘定科目「控除対象外消費税等負担額」を介護事業費用の各科目に金額比率に応じて配賦することで、税込会計へと粗く統一化処理を行うことが考えられる。具体的な配賦対象科目は以下のとおり。給与費及び減価償却費は非課税費用が大部分を占めるため、配賦対象外とすることが考えられる。

図表 16 控除対象外消費税等負担額の配賦対象科目

科目				配賦対象
介護事業費用	材料費			○
		うち介護用品費		○
		うち給食材料費		○
	給与費	役員報酬		－
		給与		－
		退職給与引当金繰入		－
		法定福利費		－
		その他の費用		－
	委託費			○
		うち給食委託費		○
	減価償却費			－
	研修費			○
	経費	水道光熱費		○
		その他の費用		○
			うち車両費	○
	本部費			○
	控除対象外消費税等負担額			

[1] 株式会社三菱総合研究所「介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究　報告書」

（3）損益の按分処理

複数の介護サービス事業所が一体となった損益計算書等データが報告された場合の按分処理については、令和4年度事業にて、介護 DB から取得できる介護サービス事業所別の給付実績・利用実績を情報として用いることが提案されたところである。具体的には、報告された経営情報に含まれる介護サービス事業所の情報（事業所番号及びサービスコード）と介護 DB から取得したデータを突合することで、事業所別に二種類の按分比率（給付費比率、利用者数比率）を算出し、それをもとに各科目の金額を事業所ごとに按分・配賦することが考えられる。

図表 17 按分処理イメージ

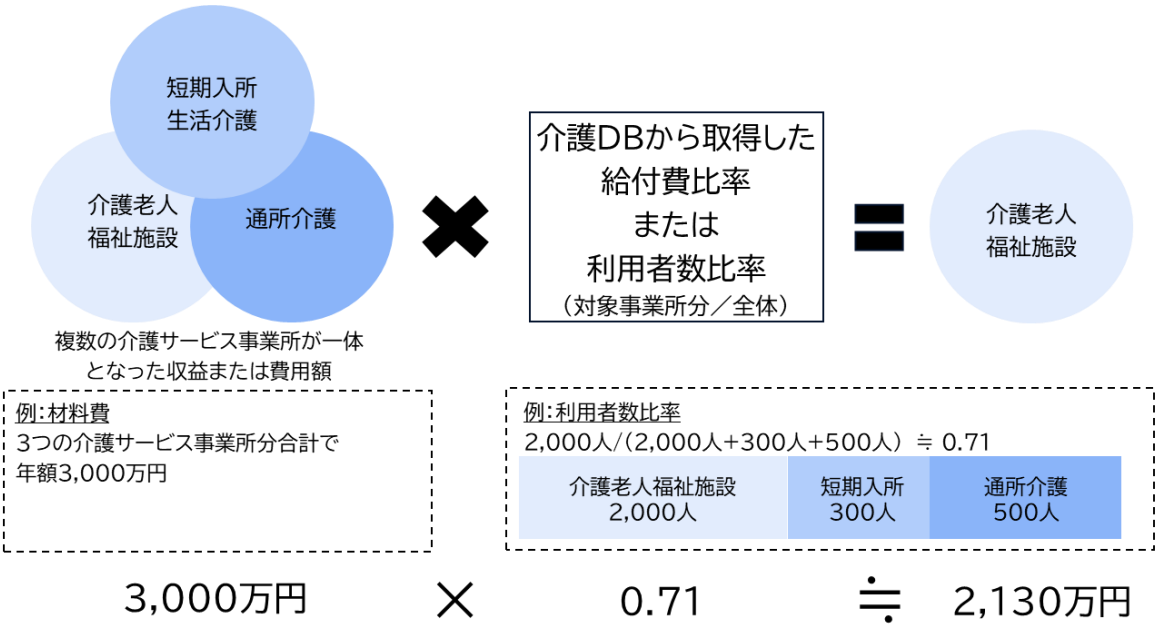

また給食材料費における訪問系サービス等、勘定科目によっては金額を配賦することが適切ではないサービスが存在する。このような科目については、金額を配賦するサービスの範囲を個別に変更する必要がある。

以上の点をふまえ、図表 15 にて示した集計分析の単位となる勘定科目別に考えられる按分指標及び配賦対象サービスを整理すれば以下のとおり。

図表 18 勘定科目別按分指標一覧

□:配賦対象サービス
■:配賦対象外サービス

勘定科目 ＼ 按分指標及び配賦対象サービス	給付費比率	利用者数比率	510 介護老人福祉施設	540 地域密着型介護老人福祉施設	520 介護老人保健施設	530 介護療養型医療施設	550 介護医療院	110 訪問介護	120 訪問入浴介護	130 訪問看護	140 訪問リハビリテーション	310 居宅療養管理指導	150 通所介護	160 通所リハビリテーション	210 短期入所生活介護	33A 特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	33B 特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	33C 特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム	170 福祉用具貸与	430 居宅介護支援	460 介護予防支援	760 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	710 夜間対応型訪問介護	720 認知症対応型通所介護	780 地域密着型通所介護	730 小規模多機能型居宅介護	320 認知症対応型共同生活介護	36A 地域密着型特定施設入居者生活介護 有料老人ホーム	36B 地域密着型特定施設入居者生活介護 軽費老人ホーム	36C 地域密着型特定施設入居者生活介護 養護老人ホーム	770 看護小規模多機能型居宅介護	A20 訪問型サービス（総合事業）	A60 通所型サービス（総合事業）	A90 その他の生活支援サービス（総合事業）	AF0 介護予防ケアマネジメント	障害福祉サービス	医療サービス
Ⅰ 介護事業収益	○																																				※1	※1
うち施設介護料収益	○																																					
うち居宅介護料収益	○																																					
うち居宅介護支援介護料収益	○																																					
うち総合事業収益	○																																					
うち保険外収益	○																																				※1	※1
Ⅱ 介護事業費用 1 材料費		○																																				
うち介護用品費		○																																				
うち給食材料費		○																																				
2 給与費 ※2																																						
① 役員報酬	○																																					
② 給与	○																																					
③ 退職給与引当金繰入	○																																					
④ 法定福利費	○																																					
⑤ その他	○																																					
3 委託費		○																																				
うち給食委託費		○																																				
4 減価償却費	○																																					
5 研修費		○																																				
6 経費 ※2																																						
① 水道光熱費	○																																					
② その他		○																																				
うち車両費		○																																				
7 本部費	○																																					
Ⅲ 事業外収益 ※2																																						
1 受取利息配当金	○																																					
2 その他の事業外収益	○																																					
うち運営費補助金収益	○																																					
うち施設整備補助金収益	○																																					
Ⅳ 事業外費用 ※2																																						
1 借入金利息	○																																					
2 その他	○																																					
Ⅴ 特別収益	○																																					
Ⅵ 特別費用	○																																					
法人税、住民全及び事業税負担額	○																																					

※1 損益計算書等データが「病院会計準則」または「指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護事業の会計経理準則」に準拠して届出された場合のみ、「介護事業収益」と「うち保険外収益」の配賦対象に障害福祉サービスと医療サービスを含める。
※2 給与費、経費、事業外収益及び事業外費用は内訳科目の合計として把握するため、按分処理は行わない。

3. データベースの運用方法に関する検討

3.1 検討の背景・目的

令和4年度事業及び本報告書中の「2. 報告を求める経営情報データ及びその加工方法に関する検討」では、介護サービス事業者に提出を求める経営情報について、その具体的内容の検討を進めてきたところである。そこで本章では上記内容をふまえ、本システムの利用を通じて介護サービス事業者が経営情報を報告する方法、及び報告された経営情報を都道府県が確認・管理する方法に関する詳細化を実施することを目的として検討を行った。

3.2 過年度事業に基づく検討の前提事項

3.2.1 運用フローの整理及びその実現に向けた情報システムの検討

データベースの運用について、令和4年度事業において整理を行った運用フローの概要は下図のとおり。

図表 19 経営情報の報告の流れの概要

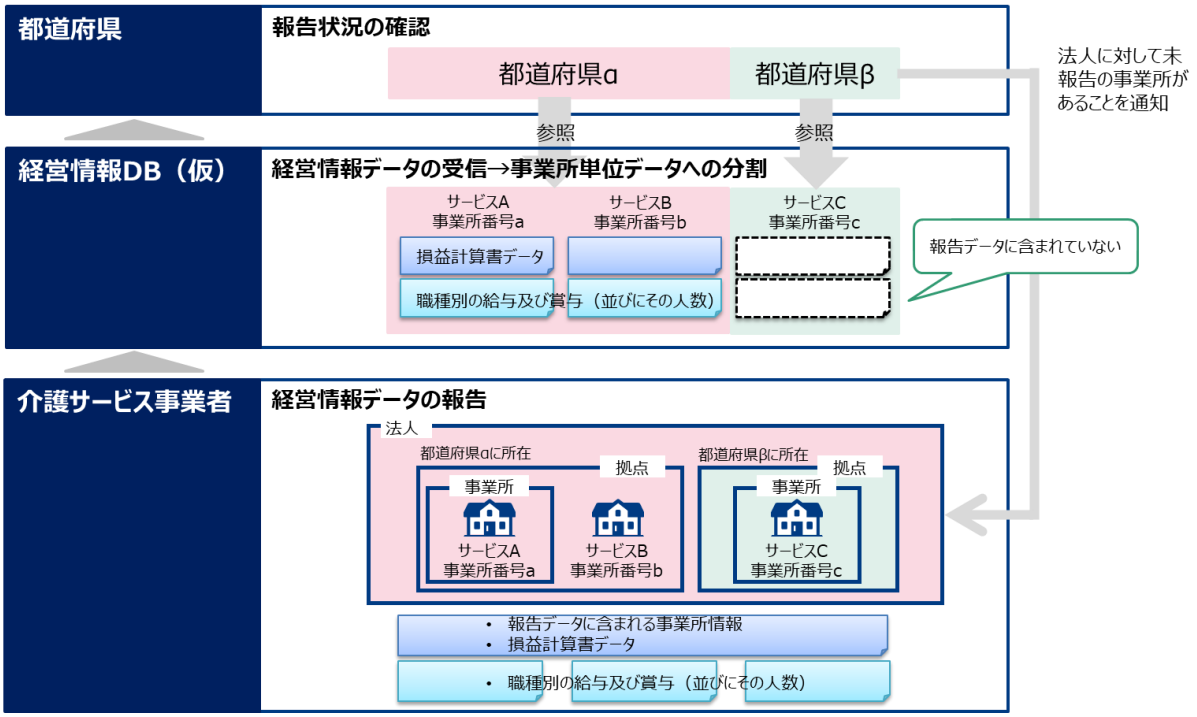

3.2.2 本システムの報告対象事業所及び報告期日等

本システムの報告対象事業所及び報告期日について、介護保険法施行規則（令和 6 年 4 月 1 日施行）に定められた内容は以下のとおり。

1） 報告対象

原則、すべての介護サービス事業者とする。ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、介護サービス事業所の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。

① 当該会計年度における提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下である者

② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2） 報告期日

毎会計年度終了後三月以内

（ただし令和6年度に限り、年度内の提出で可）

3） 報告方法

電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法

3.3 主な検討の論点

本システムの運用における都道府県・厚生労働省及び介護サービス事業者の主な業務の概要と検討の論点は以下のとおり。

図表 20 都道府県・厚生労働省の業務に関する論点

項目	概要	論点
報告対象事業所の特定	会計年度間における介護サービス費が100万円超となる事業所を都道府県が特定する。	• 報告対象事業所の特定方法
報告対象事業所への依頼	都道府県は報告対象となった事業所に対し、決算から 3 ヶ月以内に報告を行うように依頼をする。	• 依頼方法(メール・郵送等) • 依頼を行うタイミング・頻度
報告状況の確認・督促	報告対象事業所の報告状況をシステム上で確認する。また、報告対象期間に報告が行われていない場合、報告期間を過ぎた場合に督促を行う。	• 報告状況の確認を行う頻度 • 督促方法(メール・郵送等) • 督促を行うタイミング・頻度
報告データの活用	収集したデータを都道府県及び厚生労働省が政策に利活用する。	• 具体的な活用方法

図表 21 介護サービス事業者の業務に関する論点

項目	概要	論点
経営情報データの作成	インターフェイス仕様に合わせて、経営情報データを作成する。 作成する経営情報データは、「3.2.1 運用フローの整理及びその実現に向けた情報システムの検討」のとおり、法人単位・拠点単位・事業所単位のいずれでも許容されることを想定する。	• 経営情報データの作成方法 (会計ソフトから出力可否等) • 作成する経営情報データの単位 (法人単位・拠点単位・事業所単位)
経営情報データの報告	システムにログインし、経営情報データを都道府県に報告を行う。 報告の方法は、システム上から画面上への直接入力、会計ソフトから出力した csv ファイルをシステムにアップロードすることを想定している。	• データの報告方法 (システムへの直接入力または会計ソフトから出力した csv ファイルをシステムにアップロードのどちらが報告しやすいか把握し、システムに必要な機能を検討する)

3.4 実態把握(ヒアリング調査)

3.4.1 調査対象の設定

本事業では、上述した論点に関する実態把握として、都道府県及び介護サービス事業者を対象としたヒアリング調査を実施した。

都道府県については、介護サービス事業者に関する情報を管理している担当課を対象とした。なお、地域特性による回答の偏りを無くすために、人口規模や所在地が様々な都道府県を選定した。介護事業者については、調査対象は 2.4.1 と同様であり、会計基準上で細かな勘定科目が定められていない営利法人や協同組合等をヒアリング調査の対象とした。

図表 22 ヒアリング調査の目的及び調査項目

	都道府県	介護サービス事業者
目的	管内の介護サービス事業所から受け付けた経営情報データの確認や督促業務等に係る運用のフィジビリティについて把握する。	会計基準上で細かな勘定科目が定められていない営利法人や協同組合等における経営情報データの作成・報告業務について把握する。
調査項目	・ 管内の介護サービス事業所や法人の把握状況 ・ 介護サービス情報公表制度における報告対象事業所の特定方法 ・ 経営情報データの報告対象事業所への通知方法 ・ 経営情報データの報告状況の確認頻度や督促方法 ・ 都道府県における報告データの活用可能性	・ 想定される経営情報データの作成方法(会計ソフトからの出力、介護サービス事業者でのデータの加工等) ・ 想定される経営情報データの報告方法(システム上から画面への直接入力、会計ソフトから出力した csv ファイルをシステムにアップロード)

図表 23 (再掲)ヒアリング調査対象の属性:介護サービス事業者

事業者名	採用している会計基準	事業所数	備考
営利法人 A	企業会計	100 以上	
営利法人 B	企業会計	100 以上	
営利法人 C	企業会計	100 以上	
協同組合 A	その他の会計基準	-	全国に存在する同組合全体の状況についてヒアリングを実施

3.4.2 調査結果

ヒアリング調査の内容を都道府県、介護サービス事業者の別に整理した結果は以下のとおり。

図表 24 都道府県の業務に関するヒアリング調査結果

項目	ヒアリング等から把握された内容
管内の介護サービス事業所や法人の把握状況	・ 事業所台帳情報に基づき、都道府県は管内の全ての介護サービス事業所（居宅介護支援事業所・地域密着型サービスを含む）の事業所番号・電話番号を把握していることが多い。 ・ 介護サービス事業所を経営する法人の情報（法人番号・連絡先等）は把握していない都道府県が多い。また把握している場合であっても情報を網羅していない場合が多い。
介護サービス情報公表制度における報告対象事業所の特定方法	・ 介護サービス情報公表制度の対象事業所は、国保連合会が特定を行い、都道府県へ情報提供を実施している。 ・ 介護サービス情報公表制度の対象事業所リストの作成時期は、都道府県によって様々である。 ・ 上記リストに掲載されている情報やレイアウトは、必ずしも都道府県間で一致しない。
経営情報データの報告対象事業所への依頼方法	・ 報告対象事業所への報告依頼は、依頼の方法や頻度を簡素に済ませられるのであれば、多少の負担や問題は伴うものの対応可能な都道府県が多い。 ・ 本システムへの報告依頼と介護サービス情報公表制度の報告依頼通知をひとまとめに実施できれば、当該事務に係る都道府県の負担が軽減される。
経営情報データの報告状況の確認頻度や督促方法	・ 報告状況の確認については、事業所別の報告有無の確認のみであれば、月次の対応を行うことは大きな負担ではない。 ・ 督促については、対象となる介護サービス事業所宛に通知を行う仕組みが本システム内にない限り、次の理由から網羅的な対応が難しい。 ➢ 都道府県は管内のすべての介護サービス事業所のメールアドレスを把握しているわけではない。とくに市町村が指定権限をもっている介護サービス事業所については、都道府県から直接的に連絡を行うケースは従来の業務ではほとんどない。 ➢ 都道府県は、介護サービス事業所を経営する法人の連絡先を把握していない場合が多い。
都道府県における報告データの活用可能性	・ 管内の介護サービス事業所への補助金支給の検討等にあたりデータを利用する可能性は考えられるものの、現時点で具体的な活用イメージを持つことができている都道府県は少ない。

図表 25 介護サービス事業者の業務に関するヒアリング調査結果

項目	ヒアリング等から把握された内容
経営情報データの作成方法や作成単位、報告方法	・ 会計ソフト上に報告用の勘定科目の定義やフォーマットを持たせることは非現実的である。報告にあたっては、会計ソフトから出力したファイルをインターフェイス仕様に合わせて加工したものをシステムに登録することになると思われる。（営利法人 C） ・ 拠点単位に区分された経営情報の報告を想定しているが、無数にある拠点ごとに画面入力を繰り返すのは現実的ではないため、会計ソフトから出力したデータを報告用に別途加工のうえ csv ファイルをシステムにアップロードすることが考えられる。（営利法人 B） ・ 報告時に指定される勘定科目の定義が会計ソフト上の勘定科目に対応していない場合、会計ソフトから報告データを直接出力することは難しく、事前に金額の按分・配賦等の作業が必要になると思われる。同様に、会計ソフト上で共通経費を各事業所に配賦しようとすると、会計実務自体を変える必要が生じるため、現実的な運用ではない。（営利法人 A） ・ 会計ソフトから直接出力できるようにするには、組合ごとに科目のカスタマイズ対応が必要になるためハードルが高い。（協同組合） ※ 各介護サービス事業者にて想定される損益計算書等データの具体的な加工方法及びその負担感については、図表 7 を参照のこと。

3.5 データベースの運用方法案

3.5.1 都道府県・厚生労働省の業務

(1) 報告対象事業所の特定

3.2.2 にて既述のとおり、本システムにおける経営情報の報告対象は、会計年度間における介護サービス費が 100 万円超となる介護サービス事業所となる予定である。この点について、ヒアリング調査からは、都道府県は管下のすべての介護サービス事業所を把握しているものの、そのうち「会計年度間における介護報酬の支払いを受けた金額が100 万円超」のものを特定可能な情報を保有していないことが分かった。都道府県が保有する上記に最も近いデータとして、介護サービス情報公表制度の報告対象事業所リストがあるが、これは都道府県によってレイアウトや作成タイミングが様々であり、本システムでの使用は難しいと考えられる。

従って都道府県は、自身が保有している情報によっては、報告対象となる介護サービス事業所を正確には特定しきれないことになる。これに対する現実的な対応として、都道府県は、管内のすべての介護サービス事業所を暫定的な報告対象として特定することが考えられる。ただしこの場合には、「会計年度間における介護報酬の支払いを受けた金額が100 万円以下」の介護サービス事業所が、本来的には報告対象外であるにもかかわらず都道府県の業務上では報告対象として特定され、後述する報告依頼の対象に含まれてしまうため、依頼時にはこの点を踏まえた対応が必要となる。

(2) 報告対象事業所への依頼

本システムの報告対象事業所への報告依頼について、ヒアリング調査からは、依頼の方法や頻度を簡素に済ませられるのであれば、多少の負担や問題は伴うものの対応可能な都道府県が多いこと、また介護サービス情報公表制度の報告依頼通知をひとまとめに実施できるのであれば、当該事務に係る都道府県の負担を軽減させられることが分かった。従って本システムにおける介護サービス事業所への報告依頼は、簡便な方法により、都道府県に大きな追加負担が発生しない形で実施される必要があると考えられる。具体的には、集団指導時に本システムへの報告を周知する、報告依頼を介護サービス情報公表システムの依頼通知と一本化して実施する等の方法が考えられるが、実際の運用については一律に定めず、都道府県それぞれにとって最も効率的な方法を採用することが可能であることが望ましい。

(3) 報告状況の確認・督促

都道府県による管内事業所の報告状況の確認について、ヒアリング調査からは、各事業所の報告有無の確認のみであれば、月次の対応に係る負担は大きくはないことが分かった。また未報告事業所への督促については、都道府県は管内の介護サービス事業所すべてのメールアドレスを把握しているわけではないことから、連絡先情報も含めた督促通知の仕組みが本システム内に実装されない限り、網羅的な対応が難しいことが分かった。

上記内容をふまえ、都道府県による報告状況の確認業務については、月次での実施を基本としつつ、具体的な運用は各都道府県に委ねることが考えられる。このとき上記運用を円滑に行うための仕組みとして、都道府県が管内の介護サービス事業所の報告状況を閲覧・検索できる機能を本システム内に実

装することが望ましい。同様に未報告事業所への督促についても、対象となる介護サービス事業所にメールを自動で送付する機能を本システム内に実装することで、都道府県に追加負担が生じない形で実施することがよいと考えられる。ただしその際には各都道府県における管内事業所との関係性をふまえ、督促の実施頻度等について都道府県が設定を自由に変更可能とするような対応も考えられる。

（4）報告データの活用

介護サービス事業者から報告を受けた経営情報の活用について、ヒアリング調査からは、現時点で具体的な利活用のイメージを有している都道府県があまりいないことが分かった。そのため今後は、都道府県におけるデータ活用を推進するために、報告データの集計方法やその解釈等に関する支援の実施を検討していく必要があると考えられる。

3.5.2 介護サービス事業者の業務

（1）経営情報データの作成

本システムへ報告を求める経営情報の主たる作成方法については、介護サービス事業者が使用する会計ソフトから、別途作成されるインターフェイス仕様に合わせたデータを自動出力させることが想定されている。しかし本事業で実施したヒアリング調査からは、会計基準上で詳細な勘定科目が定められていない営利法人等において、通常の会計時に使用している勘定科目と本システムへの報告時に指定される勘定科目間の会計ソフト上での対応付けが難しい可能性があることが分かった。そのためこれらの介護サービス事業者においては、報告にあたって追加的な対応が必要となると考えられる。具体的には、会計ソフトから出力したデータをインターフェイス仕様に揃えるために、勘定科目の仕訳直しや法人単位で管理されている共通経費の各事業所への配賦といった作業が予想される。

（2）経営情報データの報告

本システムへの経営情報の報告方法については、別途作成されるインターフェイス仕様に合わせたデータファイルの本システムへのアップロード、あるいは本システム上に用意される報告用画面への数値入力の二通りが想定されている。この点についてヒアリング調査からは、大規模事業者が拠点別または事業所別に経営情報を報告する場合に、後者の方法では無数にある拠点または事業所ごとに画面入力を繰り返さなければならず、負担が非常に大きくなる点が懸念として把握された。

そのため上記ケースにおいては、法人単位でひとまとめにした経営情報を画面入力する、あるいは画面入力ではなく経営情報データファイルのアップロードにより報告を行うといった、画面入力を繰り返す必要のない報告方法の採用を当該事業者に求めるとともに、そのための支援を実施していく必要があると考えられる。

4. 検討結果のまとめ

4.1 報告を求める経営情報及びその加工方法

本システムにて報告を求める経営情報の概要、損益計算書等データの構造、報告された経営情報の加工方法、以上3点について、令和4年度事業及び本事業における検討結果を整理の上再掲すれば以下のとおり。

図表 26 検討結果：報告を求める経営情報の概要

項目	検討結果
報告を求める経営情報	介護サービス事業所の損益計算書（社会福祉法人の運営する事業所の場合には、事業活動計算書）。
報告を求める情報の対象期間	各介護サービス事業者の決算期間に基づく年次データの報告を求める。事業者によって決算期間が異なることを踏まえ、年次データの開始月・終了月の指定はしない。
報告を可能とする会計基準	以下の6種類の会計基準及び勘定科目のいずれによっても報告が可能とし、収集したデータの分析時に本システム内で会計基準間の読替処理を行う。 ・ 社会福祉法人会計基準 ・ 介護老人保健施設会計・経理準則 ・ 介護医療院会計・経理準則 ・ 病院会計準則 ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則 ・ 報告に当たり別途定める勘定科目※ ※上記5種類の会計基準（会計・経理準則）のいずれも採用していない介護サービス事業者が使用することを念頭に設けるもの。
税込方式/税抜方式の扱い	税込方式/税抜方式のいずれの報告も可能とし、必要に応じて収集したデータの分析時に本システム内で統一化処理を行う。
報告の単位	複数の介護サービス事業所等を一体として会計を行っている介護サービス事業者は、事業所別に損益計算書を区分せずに報告を行うことも可能とし、収集したデータの分析時に本システム内で按分処理を行う。
介護保険以外の事業との切り分け	介護保険サービスと障害福祉サービスまたは医療サービスを一体とした会計を行っている介護サービス事業者に対しては、損益計算書を区分せずに報告を行うことも可能とし、収集したデータの分析時に本システム内で按分処理を行う。

項目	検討結果
報告を求める付加情報	・ 報告された損益計算書等データが税込/税抜方式のいずれに該当するかを示す情報。 ・ 報告された損益計算書等データに含まれる介護サービス事業所すべての事業所番号及びサービスコード。 ・ 報告された損益計算書等データに含まれる障害福祉サービス及び医療サービスの収益額及び利用者数。

図表 27 検討結果:報告を求める損益計算書等データの構造

項目	検討結果
会計基準上で定めのある勘定科目	本システムにおいて報告を可能とする会計基準上で定めのある勘定科目は、基本的にすべて報告の対象とする。
会計基準上で定めのない勘定科目	・ 会計基準上に定めのない勘定科目は、基本的には報告を求めないこととする。集計分析の便宜上やむを得ず報告を求める場合には、当該科目の報告を任意とする等、介護サービス事業者の負担を考慮した対応を行う。 ・ 営利法人等が報告時に使用する「別途定める勘定科目」は、集計分析の単位となる勘定科目と同等の水準まで粒度を粗くする。
共通経費の配賦	介護サービス事業所の経営状況を把握する上で重要な情報であるため、報告時には報告対象事業所相当分の金額を配賦の上計上することを一律に求める。各事業所への配賦が難しい場合には、法人における介護事業部門を一つの単位として損益計算書の報告を求める。

図表 28 検討結果:経営情報の加工処理

項目	検討結果
会計基準間の読替処理	・ 本システムにおいて報告を可能とする各会計基準の勘定科目間での対応関係を整理し、統一的な勘定科目へと読替を行う。その際に、「報告にあたり別途定める勘定科目」は最も勘定科目の粒度が粗いため、当該勘定科目を集計分析の単位としても採用し、他の会計基準の科目との対応関係を整理する。 ・ 各会計基準において勘定科目の対応関係を整理できない項目(図表中の赤色部分)については、対応する科目を独自に定義したうえで介護サービス事業者に報告を求める、または報告は求めず、集計分析時には欠損値として扱う、等の対応が考えられる。
税抜・税込会計統一化処理	・ 税抜方式で報告された損益計算書等データについては、勘定科目「控除対象外消費税等負担額」を、給与費及び減価償却費を除く介護事業費用の各科目に金額比率に応じて配賦することで、税込会計へと粗く統一化処理を行うことが考えられる。
按分処理	・ 複数の介護サービス事業所が一体となった損益計算書等データが報告された場合には、介護DBから取得できる介護サービス事業所別の給付実績・利用実績を用いて按分処理を行う。具体的には、報告された付加情報に含まれる介護サービス事業所の情報(事業所番号及びサービスコード)と介護 DB から取得したデータを突合することで、事業所別に二種類の按分比率(給付費比率、利用者数比率)を算出し、それをもとに各科目の金額を事業所ごとに按分・配賦することが考えられる。 ・ 給食材料費における訪問系サービス等、金額を配賦することが適切ではないサービスが存在する勘定科目については、金額を配賦するサービスの範囲を個別に変更することが考えられる。

4.2 データベースの運用方法

4.2.1 各業務の具体的な運用案

本システムの実際の運用について、都道府県・厚生労働省の業務と介護サービス事業者の業務の別に、令和4年度事業及び本事業における検討結果を整理の上再掲すれば以下のとおり。

図表 29 検討結果:都道府県・厚生労働省の業務

項目	運用方法に関する検討結果
報告対象事業所の特定	・ 本システムの報告対象は、会計年度間における介護サービス費が 100 万円超となる介護サービス事業所とする。 ・ ただし、都道府県が当該事業所を正確に特定することは難しいため、運用上は、管内のすべての介護サービス事業所を暫定的な報告対象として特定することが考えられる。 ・ この場合には、「会計年度間における介護サービス費が 100 万円以下」の介護サービス事業所が、本来的には報告対象外であるにもかかわらず都道府県の業務上では報告対象として特定され、報告依頼の対象に含まれてしまうため、依頼時にはこの点を踏まえた対応が必要となる。
報告対象事業所への依頼	・ 本システムにおける介護サービス事業所への報告依頼は、簡便な方法により、都道府県に大きな追加負担が発生しない形で実施される必要があると考えられる。 ・ 具体的には、集団指導時に本システムへの報告を周知する、報告依頼を介護サービス情報公表システムの依頼通知と一本化して実施する等の方法が考えられるが、実際の運用については一律に定めず、都道府県それぞれにとって最も効率的な方法を採用させることが望ましい。
報告状況の確認・督促	・ 都道府県による報告状況の確認は、月次での実施を基本としつつ、具体的な運用は各都道府県に委ねることが考えられる。このとき上記運用を円滑に行うための仕組みとして、都道府県が管内の介護サービス事業所の報告状況を閲覧・検索できる機能を本システム内に実装することが望ましい。 ・ 未報告事業所への督促についても、対象となる介護サービス事業所にメールを自動で送付する機能を本システム内に実装することで、都道府県に追加負担が生じない形で実施することがよいと考えられる。ただしその際には各都道府県における管内事業所との関係性をふまえ、督促の実施頻度等について、都道府県が設定を自由に変更可能とするような対応も考えられる。

項目	運用方法に関する検討結果
報告データの活用	・ 介護サービス事業者から報告を受けた経営情報については、現時点で具体的な利活用のイメージを有している都道府県があまりいないことから、具体的な報告データの集計方法やその解釈等に関する支援の実施を検討していく必要があると考えられる。

図表 30 検討結果:介護事業者の業務

項目	運用方法に関する検討結果
経営情報データの作成	・ 本システムへ報告を求める経営情報の主たる作成方法については、介護サービス事業者が使用する会計ソフトから、別途作成されるインターフェイス仕様に合わせたデータを自動出力させることが想定される。 ・ しかし会計基準上で詳細な勘定科目が定められていない営利法人等では、通常の会計時に使用している勘定科目と本システムへの報告時に指定される勘定科目間の対応付けが難しいため、データの自動出力が難しい可能性がある。そこでこれらの介護サービス事業者においては、データ作成にあたって追加的な対応が必要となると考えられる。具体的には、会計ソフトから出力したデータをインターフェイス仕様に揃えるために、勘定科目の仕訳直しや法人単位で管理されている共通経費の各事業所への配賦といった作業が予想される。
経営情報データの報告	・ 本システムへの経営情報の報告方法については、別途作成されるインターフェイス仕様に合わせたデータファイルの本システムへのアップロード、あるいは本システム上に用意される報告用画面への数値入力の二通りが想定される。 ・ このとき、大規模事業者が拠点別または事業所別に経営情報を報告する場合に、後者の方法では無数にある拠点または事業所ごとに画面入力を繰り返さなければならず、報告時の負担が懸念される。そこで上記ケースにおいては、法人単位でひとまとめにした経営情報を画面入力する、あるいは画面入力ではなく経営情報データファイルのアップロードにより報告を行うといった、画面入力を繰り返す必要のない報告方法の採用を当該事業者に求めるとともに、そのための支援を実施していく必要があると考えられる。

4.2.2 業務フロー図案

本システムの運用にあたり、都道府県・厚生労働省及び介護サービス事業者が実施する業務について、本事業にて検討した結果をフロー図として整理すれば以下のとおり。

図表 31 業務フロー図案

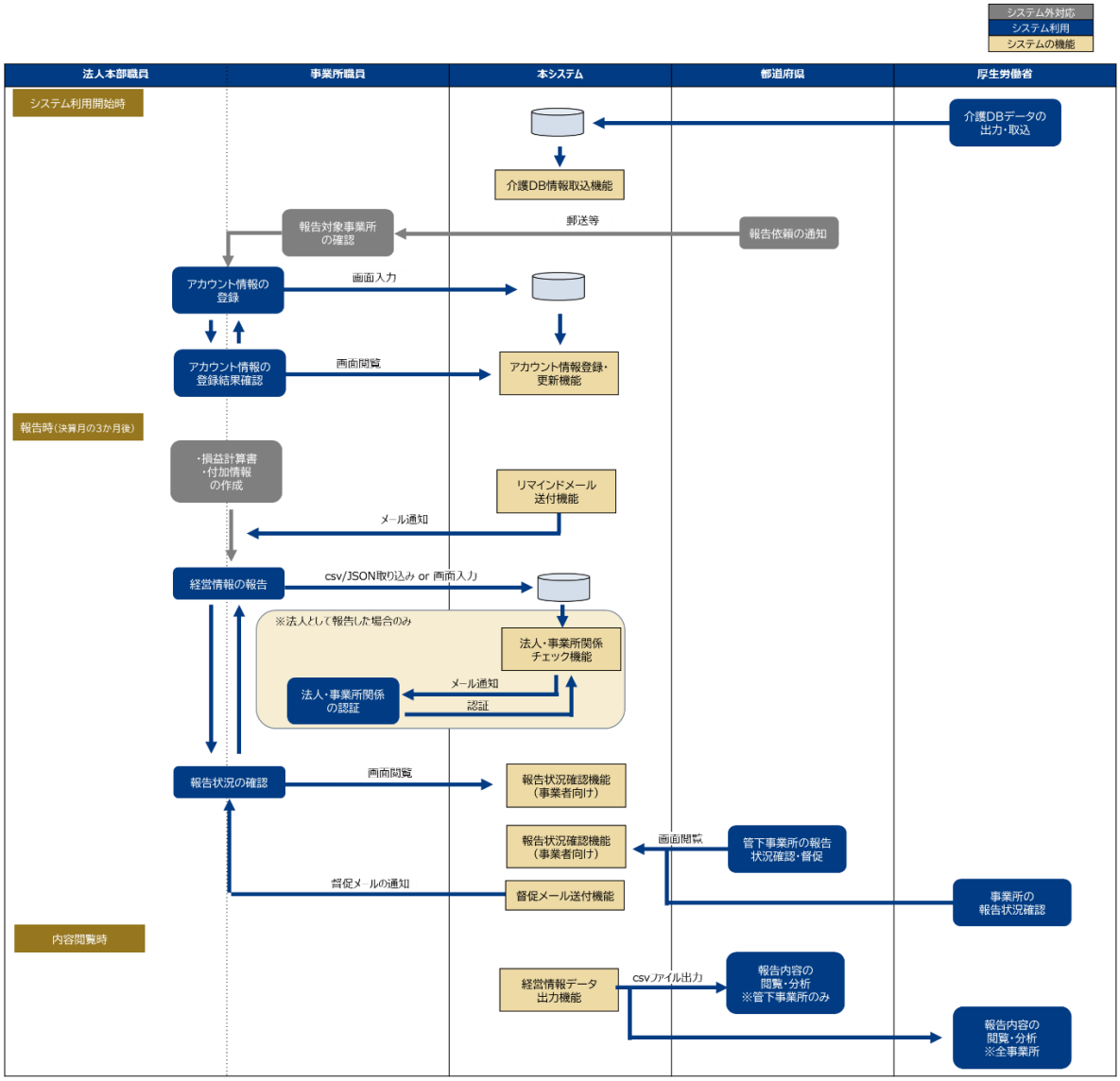

4.3 今後の検討が必要な課題

（1）収集した経営情報の効果的な利活用方法の検討

介護サービス事業者から報告された経営情報を分析可能な形に加工する方法については、令和4年度事業及び本事業にて検討を行ってきたところだが、その加工後のデータを実際に利活用する方法については、今後の課題として検討が必要になると考えられる。検討の論点としては、次に述べる2つが考えられる。

1）政策活用にあたっての介護事業経営実態調査との棲み分けの整理

従来より、介護サービス事業者の経営情報に関するデータとしては介護事業経営実態調査が活用されてきたところであり、本システムの稼働後は類似する二つのデータが存在していくこととなる。そこで次年度以降は、両データの性質の差異を洗い出したうえで、それぞれについて想定される利活用ケースを整理する必要がある。

2）集計分析結果のフィードバック・公表のあり方

介護サービス事業者による経営情報の報告は、既述のとおり事業者の会計実務に大きな変更を生じさせないことを念頭に制度設計が進められているところではあるが、実際には、報告にあたり一定程度の事務負担増は避けられないものと想定される。そこで次年度以降の課題として、報告された情報をもとに事業者にフィードバックを実施する等、報告により事業者がメリットを享受できる仕組みの検討・構築が必要になると考えられる。

また、本システムにより収集したデータを国民に向けて公表する際の具体的な内容についても、国民にとっての有用性や上述した介護事業経営実態調査との棲み分けをふまえ、検討を進める必要がある。

（2）経営情報の報告にあたる介護サービス事業者の負担軽減

経営情報の報告にあたっての介護サービス事業者の負担軽減については、報告が可能な単位や会計基準、会計経理方式等に幅を持たせることを通じて、これまでも一定程度検討・配慮がなされてきたといえる。しかしヒアリング調査からは、上記対応をとったうえでもなお、報告に係る介護サービス事業者の事務負担は小さくないことが伺えた。そこでシステムの構築・運用開始が予定される令和6年度においても引き続き、負担軽減のための取組がなされる必要がある。具体的には、以下に述べる2つの取組が考えられる。

1）経営情報データの会計ソフトからの自動出力機能の実装

経営情報の報告にあたっては、介護サービス事業者の採用している会計ソフトと本システムとの間でインターフェイスを定義し、会計ソフトから自動出力したファイルを本システムに登録することにより、データ作成や画面入力といった介護サービス事業者側で発生する事務負担を軽減させることが考えられている。この負担軽減効果をできる限り多くの介護サービス事業者が享受できるよう、国はインターフェイスの仕様を作成のうえ会計ソフトベンダーに向けて公開し、経営情報データの自動出力機能の実

装を促していくことが望ましい。

2）報告時に「別途定める勘定科目」を使用することが想定される介護サービス事業者への支援

社会福祉法人会計基準、介護老人保健施設会計・経理準則、介護医療院会計・経理準則、病院会計準則、及び指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則以外の会計基準を採用している介護サービス事業者に対して、本システムでは「別途定める勘定科目」に従って損益計算書等データの報告を求めることとしている。このとき、介護サービス事業者が作成している損益計算書の勘定科目は上述した「別途定める勘定科目」とは一致しないと考えられるため、報告にあたって介護サービス事業者は、事前に両者間の対応関係を整理し、紐づけする作業を行う必要がある。また販売費及び一般管理費等を法人単位で管理している介護サービス事業者は、上記に加えて当該費用を各介護サービス事業所に配賦する作業も必要となる。

上記作業に係る負担をできる限り軽減する観点から、「別途定める勘定科目」の各科目については、介護サービス事業者に分かりやすい説明資料を作成することが必要だと考えられる。具体的には、各勘定科目の詳細な説明や、共通経費の配賦に関する考え方の説明、個別の収益・費用の計上先に関するQ&A 等を作成することが考えられる。

令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
介護事業者の経営状況のデータベースに関する調査研究　報告書

令和6（2024）年3月発行

株式会社三菱総合研究所
ヘルスケア事業本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3
TEL 03(6858)0503　FAX 03(5157)2143

本事業は、令和5年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。